

宇宙条約 6 条第一文・第二文の成立 (二)

佐古田 彰

- 一. 問題の所在
 1. 宇宙条約 6 条第一文前段における特別の帰属の規則
 2. 本稿の目的
 3. 一般国際法の観点から見た 6 条第一文前段に関する疑問
- 二. 1963年宇宙法原則宣言 5 項及び1967年宇宙条約 6 条の審議
 1. 宇宙条約と宇宙法原則宣言
 2. 法原則宣言 5 項第一文・第二文の審議
(以上本誌第52巻第 4 号)
 3. 1967年宇宙条約 6 条第一文・第二文の審議
 4. 法原則宣言 5 項第一文・第二文と宇宙条約 6 条第一文・第二文の相違点
- 三. 学会・シンポジウム等の動向
 1. 1961年以前の議論
 2. 1962年の動き
 3. 1963年の動き
 4. 1964年～1966年宇宙条約の採択まで (以上本号)

3. 1967年宇宙条約 6 条第一文・第二文の審議

(1) 1966年 7～8 月法律小委員会第 5 会期第一部

宇宙活動に関する法原則を条約化することは、宇宙法原則宣言の成立当初からの目標であった⁸⁹⁾。しかし、宇宙条約の作成に向けて国連内で具体的な動きが見られるのは、やや時間をおいて、1966年に入ってからのことである。6

89) 法原則宣言と同時に採択された国連総会決議1963号 (XVIII) I の 1 項参照。

月に米国とソ連がそれぞれ同日に条約案を提出⁹⁰⁾、7月から8月にかけて法律小委員会第5会期第一部がジュネーブで開催され、条約作成の具体的な審議が開始した。この会期で、法律小委員会は、米ソ案を対照させながらしかし主としてソ連案を基礎に逐条的に審議を進めた⁹¹⁾。

そのソ連案の規定のうち本稿の問題と関係する部分は6条であり、それは以下の規定である。

「条約の当事者は、宇宙空間における又は天体上の自国の活動について、それが政府機関によって行われるか非政府会社によって行われるかを問わず、国際的責任を有する。宇宙空間における非政府会社の活動は、関係国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。国際機関が宇宙空間において活動を行う場合には、その国際機関及びこれに参加する条約の当事国の双方がこの条約を遵守する責任を有する。」

この規定は、法原則宣言5項とほぼ同一であるが、3点異なる部分がある。すなわち、第一に、「非政府団体 (non-governmental entities)」の語を「非政府会社 (non-governmental bodies corporate)」に換えたこと、第二に、5項第一文後段に対応する規定がないこと、第三に、第一文のみ「宇宙空間における」を「宇宙空間における又は天体上の」に換えたことである。なぜこの3点について5項と異なる条文案を提案したのかについて、ソ連は説明していない。ソ連案のこの条に対応する米国案の規定はなく、なぜそのような規定を設けなかったのかについて米国代表から説明はなかった。

90) 米国案「月その他の天体の探査を律する条約案」(A/AC.105/32 (rep. in A/AC.105/C.2/L.12 and also in A/AC.105/35, Annex I)), ソ連案「宇宙空間及び月その他の天体の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約案」(A/6352 (rep. in A/AC.105/C.2/L.13 and also in A/AC.105/35, Annex I))。

91) ソ連案を基礎に審議を行ったのは、ポーランド出身のLachs委員長がソ連に近かったためという見方もある。外務省国際連合局科学課「国連宇宙法律小委員会における『宇宙天体条約』の審議 - II」『国際科学情報』3巻3号(1968年)41頁。

ソ連案6条に関する審議では、米国からこの3点について修正意見が出された。すなわち、米国は、第一の点について、“non-governmental bodies corporate”の語を“non-governmental entities”の語に置き換えるべきである、なぜなら米国法では“bodies corporate”は限定的な意味を持つからである、第二の点について、法原則宣言の条文のように、第一文の末尾に「自国の活動がこの(条約)において定められる諸原則に従って行われることを確保する」という文言を加えるべきである、そして、第三の点について、将来の起草段階では「宇宙空間における又は天体上の」とするか「月その他の天体を含む宇宙空間における」とするかを決定する必要がある、という意見を述べた⁹²⁾。

これに対し、ソ連は、米国の提案を基本的に受け入れつつ、第二の点について、「この条約において定められる諸原則に従って」を「この条約の規定に従って」に置き換えるべきことを提案した⁹³⁾。このソ連からの提案を米国が受け入れ⁹⁴⁾、審議はソ連案6条第三文の定める国際組織の活動の問題に移った。

ところが、このやり取りのあった日の翌日にソ連は、第一の点についての同意を撤回し、「非政府会社」の表現を用いるよう再度提案を行った。その理由は、「“entities”の語は“bodies corporate”に対応するロシア語よりも曖昧なものを意味する。“bodies corporate”は、国内法に従って“bodies corporate”として適切に認可された人の集団または組織を意味する。」ということである⁹⁵⁾。これに対して、米国その他の国からは意見は出されなかった。

宇宙条約6条第一文・第二文の起草に関して、記録に残されている範囲で審議らしい審議は、これがすべてである。

92) *Ibid.*, SR.66, p. 12. 後日、米国はこの3点の修正を文書で正式に提案した(Working Paper No. 14)。このWorking Paper No. 14は国連文書に記されていないが、池田文雄『宇宙法論』(成文堂、1971年)372頁に再録されている。

93) A/AC.105/C.2/SR.66, p. 12.

94) *Ibid.*, SR.66, p. 12.

95) *Ibid.*, SR.67, p. 4. なお、ソ連が“entities”の語は曖昧で法人格の観点から何ら意味を持たないことがあると発言したとして、これを理由として挙げる見方もある(池田『前掲書』(注92)197-198頁脚注)。ただし、この発言は国連文書に記録されていない。

法律小委員会では、7月末から8月初めにかけて、合意が成立した部分について作業部会による条文作成作業が行われた⁹⁶⁾。ここにおいて、「ジュネーブ合意案」と呼ばれる9の条文案が作成された⁹⁷⁾。本稿に関係するのは、6番目の条文案(L.6)であり、次の規定である。

「条約の当事者は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によって行われるか非政府団体によって行われるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従って行われることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、関係国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。国際機関が月その他の天体を含む宇宙空間において活動を行う場合には、その国際機関及びこれに参加する条約の当事国の双方がこの条約を遵守する責任を有する。」

これではほぼ案文が確定したと言ってよい。なお、結局のところ、ソ連は「非政府団体」の語に同意したのであろう。

この作業部会後に再開された小委員会全体会合では、各国が自国の立場について意見を述べた。上記合意案L.6の第一文・第二文については、第一文と国家の賠償責任との関係を指摘したブラジル代表の発言⁹⁸⁾以外は、意見は出されなかった。

この会期はここで一時休会し、後日第二部として再開することとなった⁹⁹⁾。

96) この作業部会の審議は公開されていたが、その記録はとられていないとのことである。遠藤哲也「国連宇宙空間平和利用委員会の歩み(上)」『国際衛星通信時代』10号(1987年)44頁。

97) その9の条文案は、Working Group/L.1 - L.9 (rep. in A/AC.105/C.2/L.16, Annex I and also in A/AC.105/35, Annex II)。

98) A/AC.105/C.2/SR.71 and Add.1, p. 17.

99) この第5会期第一部で承認された「委員長による中間報告書」は、A/AC.105/C.2/L.16。

(2) 1966年9月法律小委員会第5会期第二部～1967年1月宇宙条約の署名開放
未合意事項について審議するため、1966年9月に法律小委員会第5会期第二部がニューヨークで開かれ¹⁰⁰⁾、同月親委員会第8会期が開催された¹⁰¹⁾。他方、これと並行して米ソ間で非公式協議が進められ、米国とソ連が上記ジュネーブ合意案を全面的に取り入れた改訂条約案をそれぞれ9月及び10月に提出するという動きを経て¹⁰²⁾、ようやく12月上旬に全文について関係国による合意が得られた。

第一委員会に提出された、宇宙条約案を付属書とする43カ国共同決議案¹⁰³⁾は、12月17日に決議本文に若干の語句が追加されて(条約文自体は修正なく)同委員会により採択され、決議案Ⅱとして成立¹⁰⁴⁾、この決議案Ⅱは、12月19日の国連総会により採択され¹⁰⁵⁾、宇宙条約を付属書とする総会決議2222号(XXI)が成立した。翌年1967年1月に、宇宙条約が署名開放された。

この間、6条第一文・第二文について議論はなく、またこの規定の具体的内容を述べるような発言も行われなかった¹⁰⁶⁾。

宇宙条約6条で上記ジュネーブ合意案L.6と異なる点は、第一文冒頭の「条

100) ここでは何ら合意は成らなかった。この第5会期で作成された報告書は、A/AC.105/35 (rep. in A/6431, Annex III).

101) ここでも見るべき進展はなかった。この第8会期で作成された報告書は、A/6431 (rep. in GAOR, *Twenty-first session, Annexes*, Agenda items 30, 89 and 91, pp. 8 ff.).

102) 米国改訂案 (A/6392 (rep. in GAOR, *ibid.*, pp. 5-8)) 9条は、上記ジュネーブ合意案L.6の冒頭部分が「条約の当事国」となっている他は同文、ソ連改訂案 (A/6352/Rev.1 (rep. in GAOR, *ibid.*, pp. 3-5)) 6条は、L.6と全く同文である。

103) A/C.I/L.396 and Add.1, 2.

104) 採択について、GAOR, *Twenty-first session, First Committee*, p. 445, para. 86, 決議案Ⅱは、第一委員会の報告書 A/6621, pp. 10-18.

105) GAOR, *Twenty-first session*, 1499th Plenary Meeting, vol. III, pp. 15-16, para. 174.

106) 第一委員会で、イタリアが、6条と7条は損害賠償 (damage) と賠償責任 (liability) の考えを定めたものであるがこの主題に関する協定を早期に作成すべき、と述べた発言がある (GAOR, *supra* note 104 (*First Committee*), p. 431, para. 37) だけである。

約の当事者 (The Parties to the Treaty) が「条約の当事国 (States Parties to the Treaty)」に、第二文の「関係国 (State concerned)」が「条約の関係当事国 (appropriate State Party to the Treaty)」に修正されたことのみである¹⁰⁷⁾。

4. 法原則宣言 5 項第一文・第二文と宇宙条約 6 条第一文・第二文の相違点

以上見たように、宇宙条約 6 条は、1963年11月の米ソ非公式協議案 5 項、1963年12月法原則宣言 5 項、1966年夏のジュネーブ合意案 6 条を経て成立した。宇宙条約 6 条は、米ソ非公式協議案 5 項と比べると、実質的にまた結果的にはほぼ同文である。また、実際にもこの非公式協議案以降は、宇宙条約の成立に至るまで、条文の解釈に役立つような内容を持つ議論はなされていない。

ここで、法原則宣言 5 項第一文・第二文と宇宙条約 6 条第一文・第二文の主な相違点を確認しておきたい。

- ① 第一文冒頭の「国 (States)」が「条約の当事国 (States Parties to the Treaty)」に変わったこと、
- ② 第一文の動詞部分 “bear” が “shall bear” に変わったこと、
- ③ 第一文末尾の「この宣言において定められる諸原則」が「この条約の規定」に変わったこと、

107) なお、「条約の関係当事国」に修正された経緯は、国連の記録からは確認できなかった。ここで正確に経過を辿ると、第一委員会に提出された決議案が記載されている12月15日付けの国連文書 (A/C.1/L.396, Annex, pp. 5-6) 及び同委員会により採択された決議案Ⅱが記載されている12月17日付けの第一委員会報告書 (A/6621, p. 14) では、「関係国」であった。12月19日の国連総会では、条約案そのものは無修正で採択されている (GAOR, *supra* note 101 (Annexes), p. 26, para. 19. また、国連総会での審議記録 (GAOR, *supra* note 107 (Plenary Meetings), pp. 11-15) 参照)。ところが、この国連総会決議を再録する多くの公的な資料では、「条約の関係当事国」となっている (GAOR, *Twenty-first session, Supplement No. 16* (A/6316), p. 14; *Yearbook of the United Nations 1966*, p. 42; 外務省国際連合局政治課『国際連合第21回総会の事業 (上巻)』(1967年) 269-270頁)。つまり、成立した決議は、記録上は無修正で採択された原案と文言が異なっているということである。したがって、いついかなる理由により原案の「関係国」が「条約の関係当事国」に修正されたのか、記録上は謎である。

- ④ 第二文末尾の「関係国」が「条約の関係当事国」に変わったこと、
- ⑤ 仏文テキストの条文構造についてであるが、法原則宣言¹⁰⁸⁾ 5項第一文では、「国際的責任」の語は前段にしか係らない、つまり直訳すると「自国の活動について国際的責任を有し、かつ、確保しなければならない。」という条文構造であったが、宇宙条約では、英文テキストと同じく「国際的責任」の語が前段と後段に係る構造に変わったこと、

である。これらの変更による意味の違いについて、検討してみよう。

まず、第一文に関わる①～③の変更は、総会決議から法的拘束力を持つ条約へと変わったことに伴う変更以上のものではない。

④については、英文テキストでは上述のように表現が変わっている¹⁰⁹⁾が、露文テキストでは、直訳すると法原則宣言¹¹⁰⁾の「適当な国 (соответствующего государства)」(格は原文のまま)に対し宇宙条約では「条約加盟国である適当な国 (соответствующего государства - участника Договора)」(同)であり、これも総会決議から条約に変わったことに伴う変更の域を出ない。したがって、英文テキストでの文言の変更は、「各正文において同一の意味を有すると推定される」とする条約法条約33条3項の規定に照らして考えるならば、また本稿で見てきたように宇宙条約作成におけるソ連の中心的役割に伴う露文テキストの重要性に鑑みるならば、少なくとも条約成立時点では意味を持たないと言ってよい。

⑤は、本稿の「一. 3. (2)」で指摘した疑問と関係する。この点について、露文テキストでは、法原則宣言も宇宙条約も、英文テキストと同じく「国際的責任」が前段と後段の両方に係る構造になっている。繰り返すように、宇宙条約の作成過程、特に1963年11月の米ソ非公式協議案の持つ重要性に鑑みると、

108) 仏文テキストは、P. de La Pradelle, "Espace et Relations Internationales", 26 *Revue générale de l'air* (1963), 331, pp. 343-345.

109) 仏文テキストも、法原則宣言が「関係国 (État intéressé)」であるのに対し、宇宙条約は「条約の関係当事国 (État approprié partie au Traité)」であり、英文テキストと同様の変更がなされている。

110) 露文テキストは、*Soviet Yearbook of International Law* 1963, pp. 621-622.

少なくとも宇宙条約の準備作業の段階では仏文テキストはほとんど解釈上意味を持たず、英文及び露文テキストの方が決定的に重要である。したがって、仏文テキストの条文構造の変更は、宇宙条約の解釈に影響を与えないというべきであろう。ただ、強いていうと、法原則宣言の各国語とも「同一の意味を有すると推定される」(条約法条約33条3項)とするならば、英文と露文の「確保する国際的責任」は仏文と同じく「確保しなければならない」という義務の意味のみ持つ(つまり違法行為責任を含まない)という解釈が成り立つといえないこともない。

以上のことから、宇宙条約6条第一文・第二文は、英文テキストと露文テキストを中心に置いて考えると、法原則宣言5項第一文・第二文と比べて内容を変えるような変更はなされていないといえることができる。前述したように法原則宣言5項は米ソ非公式協議案5項とほぼ同文であるから、結局のところ、宇宙条約6条第一文・第二文は、文言の相違を考慮しても、米ソ非公式協議案5項第一文・第二文から何も変わっていないと結論づけることができる。

しかし、これまで見てきた条約・法原則宣言の審議から、条約6条の「活動についての責任」という特別の帰属の規則の基準や冒頭で指摘したいいくつかの疑問点は、果たしてどこまで明らかにできるのであろうか。

三. 学会・シンポジウム等の動向¹¹¹⁾

次に、法原則宣言・宇宙条約の作成当時の学会・シンポジウム等の動向を詳

111) 宇宙法の形成に関係した学会・シンポジウム等に関する情報を記すものとして、必ずしも網羅的ではないが、S. H. Lay/H. J. Taubenfeld, *The Law Relating to Activities of Man in Space* (1970), pp. 304-306 及び K. L. Li, *World Wide Space Law Bibliography* (1978), pp. 104-109 が有用である。なお、以下で紹介する学会・シンポジウム等は、宇宙法に関する当時のすべての学会等を網羅しておらず、資料・文献を入手しその内容の詳細が確認しえた範囲に限定している。しかし、宇宙条約(ないし法原則宣言)の形成に影響を与えたという意味で宇宙条約の解釈の参考となりうるほどの重要なものという点から考えると、その範囲で十分にその目的が達成できよう。

しく見てみよう。冒頭で指摘したように、宇宙条約の成立を考えるにあたってはこれら学会等の議論を無視することはできない。実際のところ、6条についても、国連での審議と国連外での議論とが相互に作用し、その内容に一定の方向性を与えている。これらの学会等における議論は、宇宙条約6条第一文・第二文の作成に関して具体的にどのように関わりを持ち、またこの規定を解釈するにあたりどこまで参考にしうるのであろうか。以下、法原則宣言及び宇宙条約が成立した当時の学会等の動向について、本稿との関心に絞って詳しく見ていきたい。

1. 1961年以前の議論

1961年以前、つまり1962年にソ連が私企業活動の禁止を主張するまでは、私企業の宇宙活動についてはいくつかの論考において一応の簡単な言及がなされつつも、それほど大きな関心は寄せられなかった。宇宙空間・宇宙活動への国際法の適用可能性、宇宙空間の法的地位、宇宙空間と領空の境界、宇宙の軍事的利用の問題など、宇宙空間・宇宙活動の国際法制度におけるより基本的な問題が未解決であったこと、そして私企業が宇宙活動に従事することは当面のところ不可能であると思われていた¹¹²⁾ことから考えると、むしろ当然であろう。しかしそれでもなお、本稿の関心から看過できないいくつかの論考が、この時期に示されている。

(1) 1956年アメリカ国際法学会第51会期¹¹³⁾

宇宙条約6条に示されたような、私企業の宇宙活動について国家が国際法上

112) C. W. Jenks, "International Law and Activities in Space", 5 *International and Comparative Law Quarterly* (hereinafter cited as "ICLQ") (1956), 99, pp. 104-105; H. A. Colclaser, *Proceedings of the American Society of International Law at its 50th Annual Meeting 1956* (1956) (hereinafter cited as "ASIL Proceedings 1956"), p. 100; M. S. McDougal/L. Lipson, "Perspectives for a Law of Outer Space", 52 *AJIL* (1958), 407, pp. 413-414.

113) *ASIL Proceedings 1956*, *ibid.*, 84.

の責任を負うという表現・考え方は、確認できた範囲では、1956年のアメリカ国際法学会第51会期での Cooper の発言が最初である。

彼は、海洋法分野において、船舶に自国の国旗を用いる権利を与えた国は公海上及び外国港での「その船舶の善良な行動 (good conduct) について一定の国際責任 (certain international responsibilities) を負い」、同時にその船舶の守護者としてその国際的権利を実施するために行動するという事、また [1944年の] シカゴ条約でも航空機は同様の国籍の性格が与えられること、に触れて、宇宙空間が公海のように自由であるなら、国家は「自国のロケットと衛星の国際的な善良な行動について責任を負う (responsible) 用意をしなければならない」、したがって国籍はこれら新型の飛行手段が国際規制の分野に持ち込まれる時には検討されなければならない、という考えを述べた¹¹⁴⁾。

この学会の間では、彼の意見をめぐりいくつかの意見が出された。例えば、一方で、国籍概念を検討すべきという彼の意見に同意する立場があり¹¹⁵⁾、他方で、これらの意見に反対し、現時点では政府以外に衛星を打ち上げるに必要な経済的地位を有する団体が存在しないから、政府以外の団体が打ち上げを行うことが物理的に可能になるまでは国籍の問題は重要ではないという意見もあった¹¹⁶⁾。また、衛星の落下事故についての賠償責任に関して、物体を打ち上げさせたことについて責任を負う (responsible) 国が賠償金を支払うよう義務づけられるのか、それとも妥当な予防措置がとられネグリジェンスがない場合には賠償責任はないというべきか、といった問題提起をする立場もあった¹¹⁷⁾。ここでは、落下事故により生じた損害についての賠償責任とは区別される「物体を打ち上げさせたことについての責任」という観念が用いられていることに、注意が必要である。

このように、Cooper が「活動についての責任」という観念を用いているこ

114) J. C. Cooper, "Legal Problems of Upper Space", *ibid.*, 85, pp. 92-93.

115) A. Meyer, *ibid.*, p. 98.

116) H. A. Colclaser, *ibid.*, pp. 99-100.

117) Q. Wright, *ibid.*, p. 107.

と、そしてそれは、彼の問題提起をめぐる討論が明らかにしているように、この観念は私企業によって宇宙活動が行われるという状況に関係しているということが、本稿の関心から注目される。

ところで、彼のいう「ロケットと衛星の国際的な善良な行動についての責任」は、彼自身述べるように「公海上の船舶の善良な行動についての責任」と同じ性格を持つ。海洋法分野では、慣習法上はもとより、ちょうどこの時期に作成され採択された公海条約(1956年 ILC 草案作成, 1958年採択)でも、国家が自国籍を持つ船舶の行為について、それが自国の行為とみなされ(つまり自国に帰属して)国際法上の責任を負うという規則は存在しないが、他方、国家は、自国籍を有する船舶に対し有効に管轄権を行使し規制を行わなければならないとされる(公海条約5条1項第三文後段)。したがって、また「責任」が複数形であることも考慮すると、Cooper のいう「ロケットと衛星の国際的な善良な行動についての責任」は、違法行為責任や帰属の規則について述べたものではなく、公海条約のような私企業の活動を規制すべき国家の義務という意味と思われる。

(2) 1958年 McDougal/Lipson¹¹⁸⁾

1958年に McDougal と Lipson は、宇宙法に関する様々な問題点を多角的に論じる論文を発表した。彼らは、宇宙活動の主要な行為者は国家であり民間団体は資金提供という役割に止まるという認識に立ちつつも¹¹⁹⁾、宇宙空間は共有可能(sharable)ないし非排他的(inclusive)である限度で自由に利用されるべきであるが、これは世界社会の公的秩序を確保するため制限されるとした上で、その制限方法の一つとして、「無責任な(つまり旗のない)(unaccountable(flagless))宇宙物体または宇宙船」の活動を防止することを挙げ、これが公海上の海賊に対する措置と比較されるという考えを示した¹²⁰⁾。

118) McDougal/Lipson, *supra* note 112, 407.

119) *Ibid.*, pp. 413-414, 427.

120) *Ibid.*, pp. 415-416.

ここでも海洋法分野とのアナロジーが用いられており、無責任であることと旗国の不存在とが結びつけられていることが注目される。ただし、この考えの正確な意味は必ずしも明確ではない。海賊に対する措置との比較であれば、普遍的管轄権に基づきすべての国が当該「無責任な」活動を規制し処罰する権限を有するということになろうが、当該活動が宇宙空間で行われる場合であっても地上からの衛星の運用を指す場合であってもそれをすべての国が規制し処罰しようという状況は現実には想定しがたい。恐らく、Cooperと同様、公海条約5条1項第三文後段のような国家の義務を念頭に置いて、当該宇宙活動を少なくとも1国の管轄下に置きその国が当該活動に対し規制を行うという趣旨であろう。

(3) 1960年ニューヨーク市法曹協会「宇宙活動協定試案」¹²¹⁾

1960年にニューヨーク市法曹協会 (Association of the Bar of the City of New York) 航空委員会が作成した「宇宙活動協定試案」は、あるべき宇宙法規則を条文形式で示した恐らく初めての試みであろう。この試案は、宇宙条約が成立している今日から見ても驚くほど優れた詳細な内容を持つ。そのうち、「損害についての賠償責任 (Liability)」と題するS項のみが、責任の語を用いている。この項は、次のような規定である。

「締約国は、宇宙活動により引き起こされる被害又は損害が、その宇宙活動について責任を負う (responsible) 国によって、将来特定される責任制限の下で、過失の有無を問わず、賠償される (be reimbursed) ことを考慮する。(以下略)」

この規定において、「宇宙活動について責任を負う」という文言が用いられ

121) "Some Tentative Provisions for International Agreements on Space Activities". 原典は、*Forum on Space Law* (March 24, 1960) という謄写版 (mimeo.) であり今日一般には入手困難であるが、C. W. Jenks, *Space Law* (1965), pp. 440-445 に再録されている。この協定試案に言及する文献はほとんどないが、

ているが、損害についての賠償責任と区別される「活動についての責任」の概念が持ち込まれている点に注意が必要である。ただし、この表現の意味することは明らかではない。また、この試案のどの条項も私企業活動について触れていないため、私企業活動をどのように捉えているのかも明らかではない。

(4) その他

その他、1960年8月の国際法協会第49会期(ハンブルグ)の「空法及び宇宙法」に関する討議¹²²⁾、国際宇宙法学会(International Institute of Space Law; IISL)の各集会¹²³⁾、アメリカ国際法学会の1961年第55会期¹²⁴⁾といった定期的に開催される学会のほか、1961年2月に全米法曹協会(Inter-American Bar Association)がコロンビア・ボゴタで採択した「宇宙のマグナカルタ(Magna Carta of Space)」と題する条文形式の決議¹²⁵⁾、同年8月のアメリ

Jenks, *ibid.*, pp. 131-132 と C. Q. Christol, "The International Law of Outer Space", 55 *International Law Studies* 1962 (1966), 1, pp. 239-241, 377-378 がこれを取り上げている。

- 122) International Law Association, *Report of the 49th Conference 1960* (1961) (hereinafter cited as "49 ILA Report 1960"), pp. 245 ff. 決議文は, *Ibid.*, pp. 267-269.
- 123) 1960年8月第3集会(ストックホルム) (3 *Space Law Colloquium 1960* (1961)), 1961年10月第4集会(ワシントン) (4 *Space Law Colloquium 1961* (1963))。なお、同学会は、1960年4月に11の法律問題を研究するため11の作業部会を設置し、各作業部会はその後数年にわたって報告書を提出した。これらの法律問題は、私企業活動の問題を直接扱っていないが、私企業の宇宙活動を前提とするような問題設定がなされている(法律問題第5号1(a), 第8号1, 2)。これらの法律問題と作業部会について, 2 *Space Law Colloquium 1959* (1960), pp. III-VII, また, H. Berger, "Legal Problems-Subjects of Cosmic Space Exploration", 36 *Temple Law Quarterly* (1962), 54, pp. 58-65 参照。各作業部会の報告書は, 4 *Space Law Colloquium 1961* 以下の各巻に掲載されている。
- 124) 55 *ASIL Proceedings 1961* (1961), 162.
- 125) 決議全文は, *Yearbook of Air and Space Law 1965*, pp. 645-647. この決議に言及する文献は少ないが、この決議は、賠償金支払いのための国際保険基金を提唱している(14条)点で注目される(Christol, *supra* note 121, p. 243; L. P. Bloomfield, "The Prospects for Law and Order", Bloomfield ed., *infra* note 127, p. 161)。また, W. A. Hyman, "The Magna Carta of Space", 5 *Space Law Colloquium 1962*, *infra* note 135 参照。

カ法曹協会 (American Bar Association; ABA) の国際法・比較法分科会宇宙法委員会報告書¹²⁶⁾、及び、同年10月にコロンビア大学で開催された第20回アメリカ会議 (American Assembly) 「宇宙空間：人類と社会の展望」¹²⁷⁾が、宇宙法の問題について詳細にあるいは簡単に取り上げ、そのいくつかは何らかの提言ないし決議を行っているが、本稿の関心からは特に注目すべき内容はない。

2. 1962年の動き

1962年6月にソ連宣言案7項が公表されてから、私企業による宇宙活動の問題が、解決されるべき問題点の一つとして明確な形を現すようになった。

個々の学者は、この問題について国連内での議論の動向を紹介するにとどまり、それ以上にソ連宣言案や他の代表の意見について詳論しておらず、国連内の議論の動向を静観するという立場を堅持したようである¹²⁸⁾。しかし、万国国際法学会を始め様々な学会組織がこの問題を重視し積極的に論じた。

(1) 1962年8月万国国際法学会 Jenks 予備報告書¹²⁹⁾

万国国際法学会は、1963年9月の第50会期 (ブラッセル) での決議の採択に向けて、C. W. Jenks を報告者としてその準備を進めた。Jenks は1962年8月に、「宇宙空間の国際法」と題する予備報告書 (rapport préliminaire) を提出

126) American Bar Association, Section of International and Comparative Law (hereinafter cited as "ABA ICL"), *Proceedings 1961*, pp. 292-304.

127) L. P. Bloomfield ed., *Outer Space: Prospects for Man and Society* (1962).

128) J. F. McMahon, "Legal Aspects of Outer Space", 38 *British Year Book of International Law 1962* (1964), 339, pp. 381-382; J. Simsarian, "Outer Space Cooperation in the United Nations", 57 *AJIL* (1963), 854, pp. 857-860; J. C. Cooper, "Gegenwärtige Entwicklung im Weltraumrecht", 12 *Zeitschrift für Luft und Weltraumrecht* (1963), 199, S. 201-202.

129) 50 *Annuaire de l'Institut de Droit International 1963-I* (hereinafter cited as "IDI Annuaire 1963-I"), 128. この公表されている報告書は仏文であるが、Jenks 自身による原著は英文である (*Ibid.*, p. 128, fn. 1; p. 441, fn. 1)。この英文報告書を大幅に加筆修正したものが、Jenks, *supra* note 121 (*Space Law*) であると思われる。

した。学会は、Jenksの研究に基づき議論を行い、翌年9月に決議「宇宙空間の法制度」を採択した。この学会決議は、その直後の11月に宇宙空間平和利用委員会第5会期に提出された宣言案(つまり米ソ非公式協議案)に反映されていることが明らかにされており¹³⁰⁾、本稿の扱う問題についても、学会での議論、特にJenksの予備報告書が国連内の議論に影響を与えたと思われる部分が少なくない¹³¹⁾。ここでは、先にJenks予備報告書について取り上げ、後の「3.(4)」で万国国際法学会での議論とその決議について紹介する。

Jenksは、予備報告書において、「宇宙活動についての責任(Responsabilité pour les opérations spatiales)」と題する一節で、前記ソ連旧宣言案7項を引用しつつ、これと対比させて、米ソが打ち上げた通信衛星が私企業により運用された事実を指摘した上で、米ソの合意の可能性を探るために二つの原則を提唱した。すなわち、第一に、宇宙物体を軌道上にまたは軌道を越えて配置することができるのは、国際組織と国に限ること、第二に、国際組織または国が、いかなる状況においても、打ち上げられた物について責任を負い続けること、である。この責任(responsabilité)は、一方で、すべての適用可能な規則がその活動を行う団体により尊重されることを継続的に確保する義務(obligation d'assurer)と、他方で、すべての損害についての国自身の直接責任(responsabilité directe)とを含む。これらの原則を必要とする理由として、第一の原則については、物体の打ち上げは国際の平和と安全の問題に非常に密接な関係があるため、これを私企業に委ねることは適当でないこと、また第二の原則については、打ち上げを行う国際組織・国の責任を肯定することによってのみ、宇宙船の作動に真の責任(véritable responsabilité)を結びつけることができること、が挙げられている。この「責任」について、Jenksは、運

130) 1963年11月の親委員会第5会期でのLachs法律小委員会委員長の発言(A/AC.105/PV.24, p. 6)。また、Cheng, *supra* note 73 (“UN Res. on Outer Space”), p. 28, fn. 30; S. Bhatt, *Legal Controls of Outer Space: Law, Freedom and Responsibility* (1973), p. 38 参照。

131) Jenks, *supra* note 121 (*Space Law*), p. 210 参照。

用団体に規定を適用するために必要な措置をとるという国際電気通信条約上の義務に相応するものであり、この責任は、私企業に宇宙活動において重要な役割を果たさせようと考えている米国のような国にとって、新しい原則の導入をもたらすものではない、と述べている¹³²⁾。

私企業活動の可否をめぐる米ソの見解の対立の解消に向けた具体的な提案は、国連内での議論も含め、これが初めてのものである。Jenks 案の骨子は、宇宙物体の打ち上げは国と国際組織のみとし、宇宙物体の運用は民間でもよいが宇宙活動・宇宙物体について国が責任（つまり規則の遵守の継続的な確保と賠償責任）を負うとするものである。この案それ自体は法原則宣言5項・宇宙条約6条とは異なる内容ではあるが、私企業による宇宙活動の問題と「責任」の概念をかなり明確な形で結びつけていることに、強く注目しなければならない。ただし、彼の説明の中には、特別の帰属の規則は含意されていないことに注意が必要である。

Jenks の提出した予備報告書には、学会第二委員会の検討に付されるべく、いくつかの質問が付されていた。その質問には、次のものが含まれていた。

「13. 決議は、次のことを規定すべきか。

- a) 国家間国際組織または国のみが、軌道上または軌道を越えて物体を打ち上げることができる。
- b) 軌道上へのまたは軌道を越えての物体の打ち上げについて責任を負う (responsible) 国家間国際組織または国が、行われる活動が国際法規則、適用可能なすべての国際協定並びに宇宙における活動を規律する国際規則及び規範に従って行われ続けることを確保する (s'assurer)。」¹³³⁾

この13. a) は上記第一の原則を示しているが、b) は第二の原則と内容が異

132) *IDI Annuaire 1963-I, supra note 129, pp. 338-339.*

133) *Ibid.*, pp. 377-378.

なっていることに留意する必要がある¹³⁴⁾。

(2) 1962年9月国際宇宙法学会第5集会¹³⁵⁾

1962年9月に開催された国際宇宙法学会の第5集会では、ソ連の立場についてそれほど注目されておらず、東側諸国からの学者のみがソ連案7項に言及した¹³⁶⁾。

その中で、チェコスロバキアのKopalは、「責任」の語を用いてこのソ連案を支持した。彼は、ソ連案7項を支持する理由の中で、国家が宇宙空間における平和共存を維持するという利益において負うべき義務の性格は、これらの義務がその履行ないし違反について直接に責任を負う(responsible)国によって遂行されるということを必要とする、この責任(responsibility)はまた、国際的規模での宇宙飛行、事故の際に与えられる援助、宇宙飛行士と宇宙船の返還、及び損害についての賠償責任(liability)を促進することを目的とするその他の義務にも関係する、と述べた¹³⁷⁾。彼は、「責任」の語を意味あるものとして用いているようであるが、その具体的な意味は明確ではない。

134) なお、Jenksは、「責任」は損害についての責任(つまり賠償責任)を含むとしているが、彼は別の箇所(*Ibid.*, pp. 345-350)で損害についての責任の問題をここでの「責任」との関係の説明することなく詳しく論じており、しかも、質問13は損害についての責任の問題を含んでいない(これは質問16で取り扱われている(*Ibid.*, p. 379))。そのため、彼がここでの「責任」と損害についての責任をどのように関係づけているのか必ずしも明らかでない。また、その後の万国国際法学会での一連の審議(後述「3.(4)」)では、私企業活動の問題において損害についての責任の問題は取り上げられていないことに留意しなければならない。

135) 5 *Space Law Colloquium 1962* (1963). なお、これは通しページが付されていないため、以下の引用ページは各論文ごとに付されたページである。

136) ソ連のG. P. Zhukov, "Problems of Space Law at the Present Stage", *ibid.*, pp. 24-25 及びハンガリーのI. Csabafi, "Current Problems of Space Law in 1962", *ibid.*, p. 3. Zhukovの示した考えは、法律小委員会第I会期でのソ連案7項についてのソ連代表の説明(注25)とほぼ同じである。

137) V. Kopal, "Questions Raised at the Sessions of the United Nations Committee on the Peaceful Uses of Outer Space and Its Legal Sub-Committee, 1962", *ibid.*, p. 4.

(3) 1962年 David Davies Memorial Institute 規則案¹³⁸⁾

英国の David Davies Memorial Institute of International Studies (以下“David Davies Memorial Institute”とする)の宇宙法研究グループ(Jennings 議長, Fawcett 報告者)は、「宇宙空間の探査及び利用に関する規則案」を作成した(翌年改訂, 後述「3.(6)参照」)。この規則案(改訂版)は, 前述したように, 私企業活動との関連で国連内で英国代表から何度か言及されただけでなく1962年12月の英国宣言案にも取り入れられており¹³⁹⁾, 国連での審議に影響を与えている。

この規則案は, 2.2項で自国民が宇宙の探査と利用を行うことを国家の権利として明示的に認めつつ, 5.3項で, 私人・民間会社による宇宙船の運用は国籍国のライセンスを条件とする旨規定した。この5.3項の注釈によると, 「この項は, . . . 国と民間運用者との間でいかなる取り決めがなされようと, 宇宙運用活動(space operations)の性質はその運用活動についての継続的な責任状態(a continuing state of responsibility)を必要とする, という原則に依拠している。」という。

この規則案は, 前述の万国国際法学会 Jenks 予備報告書と同様, 米ソの見解の対立を調整するための試みであると言ってよく, 特に, 私企業の宇宙活動との関連で責任とライセンス制度とを結びつけている点に特徴がある。ただし, この「責任状態」が具体的にどのような状態を指すのか示されていない。また, 私企業活動の文脈とは別に「打ち上げについて責任を負う国」(4.2項コメント

138) この規則案とこれに付された注釈は冊子として出版されたが, その入手は今日では困難である。しかし, この規則案は非常に注目を集め多くの雑誌・単行書で再録・翻訳されており, これらからこの規則案・注釈を入手することができる。確認し得た範囲で最初にこの規則案・注釈を掲載した文献は, 前述の国際宇宙法学会第5集会講演集に掲載された C. Horsford, “Statement and Text of the Draft Code of Rules on the Exploration and Uses of Outer Space Prepared by David Davies Memorial Institute of International Studies”, 5 *Space Law Colloquium* 1962である。なお, 後述するように, 翌年この規則案の改訂版が作成されている。

139) 英国代表の発言は, 注66及び注86。英国宣言案(注51)4項第一文は, 後述の規則案2.2項とほぼ同文である。

xxiv., 5.2項 a, 6.1項)や「宇宙船の飛行について責任を負う国」(6.1項 a)の表現も見られるが、これらの「責任」の意味や上記の「責任状態」との関係も説明がない。なお、私企業による衛星の打ち上げ行為はここでいう「宇宙運用活動」に含まれていないようであり、私企業の打ち上げ行為をこの規則案がどのように考えているのかは明らかでない。

(4) その他

その他、1962年8月のアメリカ法曹協会国際法・比較法分科会宇宙法委員会¹⁴⁰⁾、同8月の国際法協会第50会期(ブラッセル)¹⁴¹⁾など、いくつかの団体が宇宙法に関する会合・シンポジウムを開催しあるいは報告書を作成したが、これらは、本稿の関心からは特に見るべきものがない。

3. 1963年の動き

翌1963年は、これまで以上に多くの学会・シンポジウムが開かれ、宇宙法の問題が論じられた。なお、個々の学者の論考では、これまでと同じく国連内の議論を紹介するという傾向が基本的に維持された¹⁴²⁾。

140) ABA ICL, *Proceedings 1962*, pp. 294-305. なお、8月の年次会合期間中に、同宇宙法委員会主催によるシンポジウム「宇宙における科学、生命及び法の現代的発展」が開かれた。その各報告の簡単な内容紹介として、7-1 ABA ICL *Bulletin* (1963), pp. 10-11.

141) 50 *ILA Report 1962* (1963), pp. 31 ff. 決議文は、*Ibid.*, p. viii.

142) Haley, *supra* note 72, pp. 326-327; M. S. Vázquez (translated by E. Malley), *Cosmic International Law* (1965), p. 124. McDougal/Lasswell/Vlasic は、「宇宙冒険活動への広範な参加の可能性を妨げるような制限を国に課すことは、経済的にも政治的にも不適當である」(M. S. McDougal/H. D. Lasswell/I. A. Vlasic, *Law and Public Order in Space* (1963), p. 555) という立場から、ソ連案7項を批判的に繰り返し取り上げた (*Ibid.*, p. 226, fn. 98; p. 386, fn. 70; p. 531, fn. 41; pp. 555-556, fn. 95) が、米ソの妥協のためあるいは私企業の宇宙活動に関する定式に向けた具体的な提案は行っていない。

(1) 1963年4月マギル大学宇宙法会議¹⁴³⁾

国連の法律小委員会第2会期の直前の1963年4月に、マギル大学航空宇宙法研究所主催による「宇宙法における特定かつ緊急の諸問題」と題する会議が、2日間に亘って開催された。ここで本稿に関係するのは、「通信と宇宙」と題する部での一般討議である。

この一般討議の場で、ソ連案旧7項の定める原則について、「この原則の正確な意味は、明白でない。もし、これが単に、国家責任の原則が米国から打ち上げられる衛星（私的所有か公的所有かを問わず）に適用されるということのみを意味するのであれば、これは恐らく受け入れられるであろう。この国家の国際責任を強調するためには、David Davies Memorial Institute が作成した規則案で考えられたような何らかのライセンス制度の方式を採用することが、賢明であろう。」という指摘がなされている¹⁴⁴⁾。

この「国家責任の原則が衛星に適用される」の一節の正確な意味が明らかではなく、また国家責任とライセンス制度とがどう結びつくのかの説明もないが、ここでも、私企業活動と国家責任とライセンス制度とが関連づけられている点が見られる。

(2) 1963年4月アメリカ国際法学会第57会期¹⁴⁵⁾

国連の法律小委員会第2会期の開催中に開かれた1963年4月のアメリカ国際法学会は、2人のソ連人学者（G. Zhukov と I. Cheprov）ほかを招聘して宇宙法に関する討論を行った。ここでも上記のソ連宣言案7項は、大きな注目を集めた¹⁴⁶⁾。

ここで、この問題に関して、W. G. Carter とこのソ連人学者の間で興味深

143) M. Cohen ed., *Law and Politics in Space* (1964).

144) *Ibid.*, p. 32. 発言者は記されていない。

145) 57 *ASIL Proceedings 1963* (1963), pp. 173 ff.

146) H. J. Taubenfeld, "The Status of Competing Claims to Use Outer Space: An American Point of View", *ibid.*, 173, pp. 177-178; G. Zhukov, "The Problem of Outer Space Law Qualifications", *ibid.*, 193, p. 195.

い討論が交わされている。Carterは、この2人に対し、すべての宇宙活動は国によってのみ行われるべきであると言うソ連の主張は、国が自国民の宇宙活動に対してライセンスを与えるという原則により満足されるかと質問したのに対し、Cheprovは、自動車免許は活動についての責任(responsibility)を保証しないが、同じことが宇宙についていえると答えた。Carterは質問を言い換え、自分の関心は責任(responsibility)と賠償責任(liability)についてであり、ライセンスが政府の責任または賠償責任を設定するためのものであるならどうか、と再度質問したが、Cheprovは、もしこのライセンスが政府の責任を伴うのならこの提案は注意深い検討が必要であろう、しかしこのような効果に向けられた政府の単なる宣言は国際法上の地位を持たない、なぜなら一方的宣言は撤回が可能であるためだ、その宣言の意味することの理解が必要である、と慎重に答えている¹⁴⁷⁾。

このやり取りはかなり省略されているようで、Cheprovの最後の回答部分の意味がよく分からない。ただ、いずれにせよ、Carterは私企業活動との関連でライセンスと責任・賠償責任を結びつけるという形で米ソの妥協を図る考え方を示しており、しかも彼のいう「責任」は、明らかに、ライセンスによる何らかの規制すべき義務とは区別された意味で用いられている。

(3) 1963年5月宇宙法・衛星通信法会議¹⁴⁸⁾

5月に、ノースウェスタン大学が、シカゴで「宇宙法と衛星通信法に関する会議」を2日間の日程で開催した。ここでも、ソ連の私企業活動に対する立場は注目された¹⁴⁹⁾。

その中で、最初の報告者であるMcDougalは、宇宙は必要な能力を持つすべての人の自由かつ平等な参入に開放されるべきということは国際法の受け入

147) *Ibid.*, p. 205.

148) NASA, *Proceedings of the Conference on the Law of Space and of Satellite Communications* (1964).

149) C. Q. Christol, "Comments", *ibid.*, 28, p. 33; M. Cohen, "Comments", *ibid.*, 49, p. 53.

られた原則であるという考えを示しつつ、ソ連新宣言案7項第一文を引用して、これがこのコンセンサスを大きく侵害するであろうことを指摘し、「宇宙活動についての責任 (responsibility) は、宇宙活動を国家のみに限定することなく設ける (be fixed) ことができる」と主張した¹⁵⁰⁾。

この引用部分の「責任」の語が意味するところは、前後の文脈から考えても明確でない。宇宙物体の落下事故から生じる損害についての賠償責任の意味とも思われるが、民間企業が活動を行っても無秩序な状態は回避しようという意味にも解されうる。

(4) 1963年9月万国国際法学会決議

万国国際法学会では、1962年末から1963年初めにかけて、学会第二委員会の委員が Jenks 予備報告書に付された各質問に回答するという形で意見を提出した¹⁵¹⁾。質問13. a) については、打ち上げを国・国際組織に独占させるべきでないとして反対する意見も少なくなかった¹⁵²⁾。他方、b) については異論は出されず、特に国が責任を負うべきことを指摘した委員もいた¹⁵³⁾。

Jenks はこれらの意見を踏まえて、1963年3月に最終報告書 (rapport définitif) と決議案を提出した¹⁵⁴⁾。決議案の条文のうち、本稿に関係するのは以下の規定である。

150) M. S. McDougal, "The Emerging Customary Law of Space", *ibid.*, 2, pp. 12-13.

151) *IDI Annuaire 1963-I*, *supra* note 129, pp. 434 ff.

152) P. de La Pradelle, *ibid.*, p. 477; R. Quadri, *ibid.*, p. 484; H. Valladão, *ibid.*, p. 490. ただし、賛成は8人である。なお、Jennings は、Jenks 案に賛成しつつも、現時点でそれを法として提案することに疑問を示している (R. Y. Jennings, *ibid.*, p. 452)。

153) Jennings, *ibid.*, p. 452; J. H. W. Verzijl, *ibid.*, p. 494. ソ連の Tunkin は、より明確に、国が、宇宙活動が国際法規則に従って行われることを確保する十分な責任を負う (responsible for ensuring) とすべきと主張した (G. Tunkin, *ibid.*, p. 488)。

154) 最終報告書は *Ibid.*, pp. 384 ff., 決議案は *Ibid.*, pp. 429-432.

- 「5. いかなる物体も、これが国の許可 (autorisation) を伴わずかつ国の責任の下 (sous sa responsabilité) にない場合には、軌道上へ又は軌道を越えて打ち上げられることはない。
6. 軌道上又は軌道を越えた物体の打上げについて責任を負う国 (Etat responsable) は、また、その物体に由来する活動が、国際連合憲章、国際法の諸規則、適用可能なすべての国際協定並びに承認された国際規則及び宇宙空間における活動を律する一般規則に従って行われ続けることを確保する責任を負う (responsable de garantir)。」

これは、前述の質問13.と比べると、第一に私企業による物体の打ち上げを禁止していないこと、第二に国際組織に関する部分を取り除いたこと、第三に責任の観念をより強調した形になっていることが伺える。

その後、Jenks は、全体会合の直前の同年9月に修正決議案を提出した。その修正決議案3項の規定は、以下である。

「各国は、宇宙物体が国の許可 (autorisation) を伴わずかつその国の責任の下 (sous sa responsabilité) にない場合には、これが自国の領域から打ち上げられないことを確保する (assure) よう義務づけられる。各国は、この物体の利用が、国際連合憲章並びに国際法の諸原則並びに適用可能な条約及び規則の規定の全体に従って行われることを確保し (garantir) なければならない。」¹⁵⁵⁾

これは旧案と比べて、基本的な趣旨は変わらないが、国の義務が強調される規定ぶりになっている一方で、第二文から「責任」の語が取り外されていることが伺える。

全体会合において、報告者であるJenksは、この規定は、宇宙空間における私企業の活動の合法性に関する二つの異なる主張の均衡をとることを試みた

155) 50 *IDI Annuaire 1963-II*, pp. 114-115.

ものであり、この均衡は、二つの原則に依拠していると説明した。すなわち、一つは、国の許可のない宇宙空間におけるいかなる活動もありえないこと、もう一つは、宇宙物体の利用はこの条文に列挙されている様々な規則に従って行われるよう確保する (garantir) ことが、国に義務づけられることである¹⁵⁶⁾。この二つの原則は、Jenks 予備報告書で示された二つの原則 (国または国際組織のみが打ち上げを行うこと、及び、国・国際組織が打ち上げられた物について責任を負うこと) と異なっていることに注意する必要がある。

全体会合ではこの項に関して様々な意見が出されたが、本稿にとって関心があることはこの規定の定める「責任」をめぐる議論である。この責任を、違法行為責任ないし損害賠償責任の意味で理解して意見を述べた立場もあった¹⁵⁷⁾。特に、注目されるのは、海洋法ないし航空法は国の許可 (autorisation) を要求するが国の責任を発生させるものではない、したがってこの3項は法の新しい原則に関するものである、とする Valladão の見解である¹⁵⁸⁾。Jenks は、最終報告書では責任の言葉の意味について説明をしていないが、予備報告書では「責任」は義務を意味し新しい原則をもたらすものではないという立場であったから、仮に同じ意味で用いられているとするならば、この点の見解の違いは結局「責任」の意味の理解による、といえる¹⁵⁹⁾。

議長は、「許可」は私企業活動に対してのみ用いられ国自身が行う場合には関係しなくなるという意見もあったことから、「権限の下 (under the authority)」の表現を提案し¹⁶⁰⁾、これをもって3項に関する議論は終了し起草委員会に回された。なお、その後、de Visscher は、他の規定で用いられた責任の語 (特に「打ち上げについて責任を負う (responsable) 国」) の用い方について起草委員会に注意を促した。彼は、「(「打ち上げについて責任を負う国」の

156) *Ibid.*, p. 115.

157) J. Žourek, *ibid.*, p. 118; Valladão, *ibid.*, pp. 119-120.

158) Valladão, *ibid.*, pp. 119-120.

159) 山本『前掲書 (宇宙通信の国際法)』(注56) 313-314頁参照。

160) *IDI Annuaire 1963-II, supra* note 155, p. 120.

用語法は、) 国際責任の一般理論の観点から批判されるべきである。帰属(imputation)は、まず取り除かれなければならない。帰属は、国の権限から生じる。国の責任は、その結果である。」という意見を示した¹⁶¹⁾。彼の考えは、やや分かりにくいところがあるが、基本的に、責任の語は帰属の規則と結びつけて用いられるべきという理解を示したものであり、注目に値する。

起草委員会により作成された決議案は、全体会合で逐条的に審議され、全会一致で決議「宇宙空間の法制度」が採択された¹⁶²⁾。その2条は、以下の規定である。

「いかなる宇宙物体も、国の権限の下(sous l'autorité; under the authority)にない場合は、打ち上げられない。各国は、自国の権限の下で打ち上げられるすべての宇宙物体の利用が適用可能な国際規則に従って行われることを確保し(garantir; ensure)なければならない。」

このように、第一文は、Jenks 旧案5項を基礎としつつ、上記議長の見解が採用されJenks 修正案の「許可を伴わずかつその国の責任の下にない場合」が「国の権限の下にない場合」と変更され、第二文はほぼJenks 修正案3項第二文を採用した結果、学会決議2項では「責任」の語が姿を消した。したがって、許可と責任を結びつけるという新しい原則が採用されたと解釈する余地はこれにより無くなり、全体として国の義務のみが定められたということになる。そのため、この学会決議それ自体は、宇宙法原則宣言5項第一文前段に結びつくような内容ではなくなった、といえよう。

この万国国際法学会での議論は、一方では、Jenks 予備報告書以降の何度かの決議案で用いられた「活動についての責任」と「確保する責任」の表現が法原則宣言に取り入れられたという点で高く評価されるべきであろう。しかし、

161) C. de Visscher, *ibid.*, p. 123.

162) 決議文は、*Ibid.*, pp. 361-364, 369-372.

他方では、これらの語はその意味内容が明確にされないままこれらの決議案で用いられたり削除されたりした結果、解釈に曖昧さをもたらしたという点で問題を残した。この点に限れば、Jenks 予備報告書から、質問13、決議案5・6項、修正決議案3項へと至る過程は、これらについてのJenksの説明も含め、迷走とすら言いうる。なお、学会決議は、原案で多用されていた「責任」の語が、15項第二文を除きすべて削除された。もしこれが de Visscher の意見が支持されたためであるならば、本稿にとって非常に大きな意味があるが、これは推測の域を出ない。

(5) 1963年9月国際宇宙法学会第6集会¹⁶³⁾

上記万国国際法学会の全体会合と同じ月に、パリで国際宇宙法学会第6集会が開催された。この集会は、私企業活動の問題について最も議論がなされた国連の法律小委員会第2会期での審議の後であったこともあって、その議論を踏まえた意見が多く出された。

米国人学者の Schick は、ソ連宣言案7項は民間企業による商業的宇宙活動の参加を認めるべきとする西側諸国の考えと両立しないわけではない、米国自身、自国の宇宙活動についての国の責任の原則が米国の1962年通信衛星法に具現化されていると認識しているから、「宇宙活動（自国民の行うものを含む）についての国家の責任（responsibility of States）に関する基本的な一般原則について合意に達することはそう難しいことではない」し、また、ソ連代表は民間団体の破産の可能性等への懸念を示したが、したがってこれも宣言に対する法的な障壁にならない、という考えを述べた¹⁶⁴⁾。彼の意見は、これまでの国連での議論を踏まえ、国家責任の一般原則という線での米ソの妥協は可能であるという結論を示したものである。その国家責任の一般原則が具体的に何を

163) 6 *Space Law Colloquium 1963* (1964). これも、第5集会の記録集と同じく通しページが付されていない。以下、引用のページは各論考ごとに付されたページである。

164) F. B. Schick, "The Political Bedlam of Space Law", *ibid.*, pp. 20-21.

意味するのは明確でないが、文脈から考えて、1962年米国通信衛星法に具現化されているもの、と言うことになる。

他方、ソ連人学者である Zhukov は、宇宙活動は、宇宙空間における適切な法秩序をもたらすためには、国によってのみ行われるべきであると主張した。その理由は、私企業の自由は混沌と恣意性を導くということであって、そのような問題点は、国家が私企業の活動をコントロールしかつその活動に責任を負う (responsible) という考えによっても何ら変わるところはない、とする¹⁶⁵⁾。彼の主張の内容は、基本的に法律小委員会第2会期でのソ連代表の意見¹⁶⁶⁾と同じである。

その他、アルゼンチンの Brital は、将来民間団体が衛星と宇宙船を打ち上げるであろうから責任 (responsibility) に関する一定の原則が条約に含まれるべきこと、そしてその国の旗の下で衛星が運用される国が衛星について責任を負う (responsible) べきことを主張した¹⁶⁷⁾。その「責任」の具体的な中身については言及がなく、また前後の文脈からこの責任は賠償責任を意味しているとも解されうる。

ハンガリーの Csabafi は、衛星の事故により生じた損害についての賠償責任の文脈の中で、賠償責任の主体が国家であるということから、宇宙活動の主体と責任体系 (responsibility system) の主体も国であると結論を導いた¹⁶⁸⁾。

なお、この集会が開かれたのは国連の親委員会第4会期の直後であり、この会期で示されたソ連の立場の変更¹⁶⁹⁾は、上で紹介した議論に反映されていない。そのため、Zhukov の主張は、変更後のソ連の立場と明らかに矛盾している。

165) G. P. Zhukov, "Freedom of Space and its Limits", *ibid.*, pp. 6-7.

166) 注70。

167) O. F. Brital, "General Principles for the Use of Outer Space", *ibid.*, p. 4.

168) I. Csabafi, "The Question of International Responsibility of States before the United Nations Committee on the Peaceful Uses of Outer Space and Some Suggestions", *ibid.*, p. 18.

169) 注76。

(6) その他

その他、1963年春にカーネギー国際平和財団の主催でニューヨークで行われたセミナー¹⁷⁰⁾、6月のオクラホマ大学主催による「宇宙科学及び宇宙法会議」¹⁷¹⁾、8月のアメリカ法曹協会国際法・比較法分科会宇宙法委員会報告書¹⁷²⁾などがある。なお、1962年 David Davies Memorial Institute 規則案の改訂版がこの年に作成されている¹⁷³⁾が、本稿に関係する部分は旧規則案の5.3項が改訂版では5.4項になっているほかは変化がない。

4. 1964年～1966年宇宙条約の採択まで

1963年12月に法原則宣言が採択されてから1966年12月に宇宙条約が作成されるまでの期間、新しい規則の作成に向けての関心は、宇宙物体の落下により地表に生じた損害についての賠償責任など特定の問題に向けられるようになった。

学会では、国際法協会¹⁷⁴⁾及び国際宇宙法学会¹⁷⁵⁾が引き続き宇宙法の問題をテーマに扱い¹⁷⁶⁾、また個々の学者によって本稿の扱う問題に関し優れた論

170) このセミナーは9回にわたり行われたものであり、その講演のいくつかを加筆し収録したものが、H. J. Taubenfeld ed., *Space and Society* (1964) として公刊されている。ここに収録されているものの一部は、すでに別の雑誌等に掲載されているものに加筆修正されたものであり、またこのセミナーが行われた1963年春以降の国連の動向にも言及がある。なお、Taubenfeldの論文がソ連による私企業の宇宙活動の禁止の主張を取り上げているが、これは1963年4月のアメリカ国際法学会の報告(注146)の改訂版であり、ここで特に紹介する必要はない。

171) M. D. Schwartz ed., *Proceedings of the Conference on Space Science and Space Law* (1964).

172) ABA ICL, *Proceedings* 1963, pp. 284, 312-329.

173) 29 *Journal of Air Law and Commerce* (1963), 141. この改訂版について、Jenks, *supra* note 121 (Space Law), pp. 150-152 参照。

174) 1964年8月第51会期(東京)(51 *ILA Report* 1964 (1965), 622), 1966年8月第52会期(ヘルシンキ)(52 *ILA Report* 1966 (1967), 143)。

175) 1964年9月第7集会(ワルシャワ)(7 *Space Law Colloquium* 1964 (1965)), 1965年9月第8集会(アテネ)(8 *Space Law Colloquium* 1965 (1966)), 1966年10月第9集会(マドリッド)(9 *Space Law Colloquium* 1966 (1967))。

176) 万国国際法学会及びアメリカ国際法学会はいずれも、宇宙法のテーマを扱っていない。また、アメリカ法曹協会も、宇宙法に関し簡単に触れているにとどまる。

考が多く著された¹⁷⁷⁾が、法原則宣言5項の内容、背景、解釈から離れて、これと異なる規則の作成を提案するものはない。David Davies Memorial Instituteも、この期間に別の規則案を作成した¹⁷⁸⁾が、同様である。シンポジウム等では、1965年5月にイギリス国際法・比較法研究所主催でロンドンで行われたシンポジウムがある¹⁷⁹⁾が、やはり同様である。

つまり、学会・シンポジウム等の場では、宇宙条約6条第一文・第二文の形成に影響を与えうるような議論は、法原則宣言の採択により終焉したといえる。その意味では、法原則宣言5項が、特に議論なくそのままの形で条約に取り入れられたことは、特に予想外なことではなかったともいえよう。

(2002年5月6日稿) (未完)

-
- 177) 特に重要なものとして、M. Lachs, "The International Law of Outer Space", 113 *Recueil des cours 1964-III* (1966), 1, pp. 73-77; Christol, *supra* note 121 ("The International Law of Outer Space"), esp. pp. 295-300; Jenks, *supra* note 121 (*Space Law*), pp. 210-212; 山本『前掲書(宇宙通信の国際法)』(注56) 309-316頁。
- 178) 1964年「地球環境の改変に関する規則案」。これも冊子であり今日では入手困難であるが、Jenks, *ibid.*, pp. 430-439 などいくつかの文献に再録されている。この規則案について、Jenks, *ibid.*, pp. 150, 152-153 参照。なお、1966年9月にこのInstituteが「宇宙空間の探査及び利用に関する規則案」を発表したとされる(C. E. S. Horsford, 3-5 *International Relations* (1968), 323, p. 327; Lay/Taubenfeld, *supra* note 111, p. 304) が、この規則案は入手できなかった。
- 179) British Institute of International and Comparative Law, *Current Problems in Space Law: a Symposium* (1966).